

さいたま市自治基本条例検討委員会

第43回 会議の記録

日時	平成 23 年 12 月 12 日(月) 18:45～21:40
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 10 名 内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／富沢 賢治／中田 了介／福島 康仁／ 細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶 (欠席者:遠藤 佳菜恵／高橋 直郁／中津原 努／三宅 雄彦／吉川 はる奈／ 渡邊 初江) 〔事務局:さいたま市〕 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 計 13 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <div style="text-align: right;">[公開]</div>
配付資料	・次第 ・資料1「最終報告書(案)」 ・参考資料1「市民から寄せられた意見」
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

- ・ 12月1日付けで、伊藤委員からの辞任届を正式に受理した。また、12月1日付けで、自治会連合会からの要望書に対する回答を委員長名で提出した。

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

- ・ 区民会議の規定について、提言以外のことを行えるように訂正したが、「地方自治法」上で定められている「附属機関」の役割に照らすと、違法となる恐れがあるという意見が寄せら

れている。また、住民投票反対に関する意見、複数の外国人参政権反対に関する意見が出ている。さいたま市内だけでなく、市外からも意見は寄せられている。

○福島委員長

- ・ いよいよ仕上げの段階になっている。本日は最終報告書の案として形になったものを資料として出している。多くの市民から意見が寄せられており、最終報告書の作成に向けて注目が集まっているようだ。
- ・ 「区民会議」に関する意見が寄せられたが、この件については最終報告を確認する中で委員の意見を確認したい。
- ・ 「市民の定義」や「住民投票」について多くの意見を頂いたが、これまでも多くの意見を頂いており、それらを踏まえながら検討してきた。市民の定義は第2条に定めているように、検討委員会では「豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、より多くの個人や団体の力を結集していく必要がある」と考え、市民の定義を住民より広く捉えるようにしている。しかし、住民投票については、様々な意見も頂いているように、専門的な見地から慎重に議論を行う必要があるので、この部分だけは検討委員会では検討が難しいという結論に達している。このことは市で専門的な見地から個別に検討してもらいたい。特に意見がなければ、報告書を市長に提出する際に、寄せられた意見を踏まえ、慎重に検討してもらうように伝えたい。
- ・ 本日の議題に移りたい。まず自治基本条例の最終報告書（案）について、前回の修正点を説明していただきたい。

2 議題

(1)自治基本条例について

○事務局

（資料1「最終報告書（案）」についての説明）

- ・ 8ページの前文で、「男性も女性も、障がいがある人もない人も」を追加した。【考え方・解説】については福島委員長と作成した。
- ・ 20ページの第13条（情報共有）について、「情報の収集」について追記している。
- ・ 31ページの第25条（危機管理）について、市民の活動を市が支援することを追加している。
- ・ 36ページの第30条（区民会議）について、区民会議は「区長に提案等」を行うとした。

○福島委員長

- ・ 前文に【考え方・解説】を新たに加えた。「1. 最終報告の基本的な考え方」と書かれていることは基本的には同じなので、前文の位置付けのみの記述とし、前文がどのような位置付けかを理解してもらうために記載した。
- ・ 20ページの第13条（情報共有）で、前回の議論で「情報の収集」を加えるべきであるという意見があったので、そのことを追記しているが、何か意見はあるか。
- ・ 31ページの第25条（危機管理）も修正している。

○事務局

- ・ 第25条（危機管理）の修正に伴い、【考え方・解説】の最後の「○」は、第1項の【考え方・解説】から微修正を加え移動させた。前回の議論のとおりである。

○染谷委員

- ・ 議論の通りに修正されているので問題ない。

○福島委員長

- ・ 36ページの第30条（区民会議）について、前回の会議で、区民会議の設置について「区長への提言等を行う」と修正した。「等」を加えたただけだが1文字に大きな意味があると考えた。

○事務局

- ・ 昨年度、市民活動推進委員会が区民会議とコミュニティ会議のあり方について検討し答申を出した。それを受けて市でまとめた「区民会議及び市民活動ネットワークに関わる基本方針」には、区民会議の設置目的として「区民会議は、区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言する協議会として各区に設置するもので、多様化する区民ニーズに対応するため、区民と行政をつなぎ、区民の意見を吸い上げるためのパイプ役として位置づける。」とある。この方針に基づき、各区で区民会議の設置要綱をつくり区民会議を設置している。区民会議の役割は、現在では全区で提言に限定している。

○福島委員長

- ・ 要綱はどの区でも同じか。

○事務局

- ・ 若干異なるが、区民会議の設置目的はほぼ同じである。

○福島委員長

- ・ 前回の会議では「提言『等』」と、基本方針とは異なることを書き加えることとした。区民会議は要綱で設置されているが、地方自治法上の附属機関としていない点については、最終的には適法性を市で確認していただきたい。違法性がある可能性があるという指摘だが、現在の区民会議は提言に限定しているものの、長期的には変わる可能性もあることから、「等」を追記した。現在の区民会議の役割に比べて範囲が広がるが、検討委員会としては、現在の制度を踏まえてはいるものの、必ずしもそれに縛られるものではない。我々の報告書も一つの提案であり、それが最終的に受け入れられ、最終的に条例に「提言等」と記載されるようになれば、現在の要綱を改正することもあり得る。何か意見はあるか。

○富沢委員

- ・ 区長に提言することに限定したことにより現在の区民会議の意義があるように思う。自分の理解では、以前の区民会議は、取り組まなければならないことが多すぎて機能不全に陥っていたこともあったようだ。そうではなく、区民会議の基本的な使命として、区内で生じる問題を検討し審議し提言することがあるので、提言することに限定したほうが良いということが議論の結果なのだと考える。「等」をつけることで区民会議を以前の状態に戻すことになると危惧される。現状や問題点を踏まえて提言に限定したと思うので、「等」を加えることに危惧がある。「等」を加えるとしても「等」に何が含まれるのかを審議しなければならない。個人的には「等」は加えないほうが良いと思うが、委員会での方針には反対しない。

○福島委員長

- ・ 前回の議論では「等」を入れることで決着しているが、「等」を入れることの意義を確認することは大切である。何か意見はあるか。

○事務局

- ・平成22年6月に市民活動推進委員会から答申があり、区民会議の課題として、協議よりも活動の比重が大きく、委員への負担が大きいこと、区民会議の目的が提言又は活動では中途半端になるということが記述されている。

○堀越委員

- ・初期の区民会議の活動に課題があることから、改善するための新しい方針が出てきた。この方針でも中長期的に考えた際には課題が出てくると考えられるので、そのことを担保するためには「等」を入れても良いと考える。

○福島委員長

- ・自治基本条例は中長期的に考えることが一つのスタンスである。その意味では「等」を入れることも考えられる。

○湯浅委員

- ・区民会議がイベントを考える会議になっているという意見があった。区として主体性をつくるためにイベントも重要だが、それでは十分ではないということである。そのことも踏まえ、中長期的に考えると、時代に則した提言をすることが区民会議に求められることである、ということを経験したように覚えている。

○福島委員長

- ・区民会議を次のステージに進める考え方である。さいたま市は誕生から10年経ち、次のステージに進まなければならない。区民会議も同様である。区民会議への負担は重くなるかもしれないが、区民会議のことや区のあり方について議論し、区が主体性を持つチャンスにできるかもしれない。「等」が残るかは違法性のチェックもあるのでわからないが、検討委員会からの提言としては「等」を残すことにする。

○富沢委員

- ・「等」を入れることで、イベント会議に戻ってしまえば意味が無い。提言する機能を損ねないよう「等」について補則する必要がある。

○福島委員長

- ・【考え方・解説】の第1項の1つ目の「○」で補足するか。

○富沢委員

- ・主要な機能が提言であることがわかれば良い。

○福島委員長

- ・主要な役割は提言だが、その他の活動にも取り組むことを補いたい。
- ・第30条については以上である。続いて、構成について議論したい。

○事務局

- ・最終報告は中間報告をベースに考えている。まず「はじめに」がある。「1. 最終報告の基本的な考え方」で、前回の議論を踏まえ、(1)と(2)を入れ替えた。続いて「2. 条例(素案)の構成」を記載し目次をわかりやすく整理している。続いて「3. 条例(素案)とその考え方・解説」を記載している。その後、「4. Q&A」として、想定される質問とそれに対する委員会の考え方を紹介している。最後に「5. 資料編」を加えている。(1)で設置要綱を紹介し、(2)の委員名簿では辞任等も反映し、(3)の検討経過では中間報告を基にそれ以降のことを書き加えている。(4)の「チームでの作業等」で役割分担して進めた作業を紹介している。(5)の「市民や団体等から寄せられた主な意見」を別冊意見集で書

くが、分類方法として、章ごと、節ごと、可能であれば条ごとに分けるのか、意見交換会ごとに整理するののかについては意見を頂きたい。(6)の「WEB アンケートの結果」は別冊にまとめる。(7)の「意見交換会等の実施」で意見交換会のことを整理している。(8)の「ニュースレター」については現時点では省略している。市長に報告する際には第5号は未完成なので作成予定となる。

○福島委員長

- ・ 冊子の形になったのを見るのは初めてであるが、何か意見はあるか。

○富沢委員

- ・ 構成について問題点は出ていない。この案で良い。

○事務局

- ・ 資料編等、気づいたことがあれば事務局に連絡ほしい。

○福島委員長

- ・ 「字が小さい」等の意見でも良い。もし細かな部分で意見があれば事務局まで伝えてほしい。
- ・ 別冊意見集について、市民や団体から寄せられた意見をどのようにまとめるか。例えば、出前意見交換会や各区の市民意見交換会ごとにまとめるのか、あるいは項目ごとでまとめるのか。

○内田委員

- ・ テーマごとにまとめたほうが良い。

○事務局

- ・ 明確に分けられるわけでもないが、中間報告のように分けるということか。

○福島委員長

- ・ 意見交換会準備チームから何か意見はあるか。

○染谷委員

- ・ そのようなまとめ方で良い。

○事務局

- ・ 資料編の細かいことについては最終的に確認する。

○福島委員長

- ・ 続いて、前回、中津原副委員長から語尾の修正についての提案があった。例えば、「努めるものとします」という書き方を「努めます」と修正するということである。中津原副委員長としては、「努めるものとします」という書き方が自治基本条例のような理念や考え方を定める条例にはそぐわないのではないかという意見であった。市民にわかりやすく修正した方が良いということである。
- ・ 「努めます」は宣誓的な意味合いもあるが、法令の読み方としては「しなければならない」という意味になる。「努めるものとします」は「しなければならない」ほど強い義務付けではない。立法技術の観点からは、「するものとする」は「しなければならない」という意味に近いが、若干のゆとりがあるということである。他市では「するものとします」といった表現が多い。自治基本条例において、約88%が前文を「ですます調」で書いているが、条文を「ですます調」で書いている割合は約3割程度である。さらに、「努めるものとします」を「努めます」と踏み込む例としては、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」で「市民は～努めます」と書いている。「努めます」は理念条例の意味合いが強くなる感じがある。

具体的なルールを定める条例の雰囲気を出すためには、既存の条例の表現に近づけ、「～努めるものとします」としたほうが良い。立法技術的なものとするか、市民感覚的なものとするか。市民感覚で判断いただきたい。

○事務局

- ・ 今の案を見ると、行政や議会に対しては「しなければならない」と強く規定しているが、市民には「ものとします」と弱めている。他市の事例で市民に義務規定を設けている例は少ないが、草加市の例では市民の責務規定で「努めるものとします」ではなく「努めます」としている。

○富沢委員

- ・ 行政や議会に関しては「努めなければならない」と強く書き、市民については「努めるものとします」と弱め、2通りの書き方とした方がこれまでの検討の内容に近づくか。

○福島委員長

- ・ 市民に対しては「努めるものとします」と表現を和らげるのが通常である。

○富沢委員

- ・ そのような議論をした。市民に対して「努めなければならない」とするのは強い。

○福島委員長

- ・ 「努めなければならない」とするのは強い。今の議論は「努めるものとします」とするか、「努めます」とするかである。

○富沢委員

- ・ 市民には「努めるものとします」とするのはどうか。市と市民に対する表現を分けて書けば良いのではないか。

○事務局

- ・ 今の案でそのようになっている。

○内田委員

- ・ 例えば第11条の【考え方・解説】にある「努めることが大切です」を「努めます」とするということか。

○事務局

- ・ 中津原副委員長の意見では解説ではなく本文を変えるということである。

○中田委員

- ・ 行政や議会は「努めなければなりません」とし、市民は「努めるものとします」や「努めます」とするということか。

○事務局

- ・ 現状「努めます」とはしていない。市に努力義務を課す場合にはほとんど「努めなければなりません」と強めて書いている。市民には「努めるものとする」と義務規定を弱めているのが今の案である。中津原副委員長の意見は「努めるものとする」が硬いので「努めます」とするという意見である。

○中田委員

- ・ 「努めます」は市民の責務で使うということか。市長その他の執行機関へも「努めます」とするということなのか。

○事務局

- ・ 中津原副委員長の意見がどこまでを指しているのかは確認していない。

○福島委員長

- ・ 中津原副委員長の意見は市民に分かりやすくするということである。例えば第7条（事業者の責務）にある「努めるものとします」を「努めます」とすることについて、どのように感じるか。

○染谷委員

- ・ 個人的には「努めるものとします」が良い。こちらの方が余裕を感じる。「努めます」とすると逃げられなくなるが、「努めるものとします」では市民感覚からずれているのかもしれないが、余裕があるように感じる。

○湯浅委員

- ・ 「努める」という語感を使い分けるのであれば意味があると思うが、回りくどいという理由だけであれば全体に関わることなので、条例の全体のニュアンスに関わってくる。その場合は「努める」という語感を使い分けることに関してのみ議論すれば良いのか。

○小野田委員

- ・ 読み手の解釈力にもよるが、一般の市民にとってどの程度わかりづらいのだろうか。個人的には「努めるものとします」としても違和感はない。現状でも問題にならない。

○事務局

- ・ 春日部市の自治基本条例でも「～します」と書いているが、珍しい方だと思う。
- ・ 法律や条例は「しなければなりません」や「するものとします」とすることが通常である。義務付けにも強弱がある。法律や条例では硬い言葉ではあるが、義務付けを細かく使い分けているのが一般的である。自治基本条例は、厳密に義務を課し権利を制限するものでもないで、宣言的に使っている自治体もあるように思う。

○富沢委員

- ・ 染谷委員の受け取り方は自然な受け取り方と思う。多くの市民もそのように受け取られると思う。

○福島委員長

- ・ この件は提案者が本日欠席なので結論は次回に出したい。今の議論では原案のままで良いということなので、次回、中津原副委員長にこのことを伝え、意見をもらい、結論を出したい。

○内田委員

- ・ 湯浅委員が述べたとおり、厳密に修正するのであれば、文言をすべて変えなくてはならなくなる。原案が良い。

○福島委員長

- ・ 今回の議論では原案のままで良いという結論になったことを伝える。
- ・ 続いて、「1. 最終報告の基本的な考え方」について検討したい。

○事務局

- ・ 前回役割分担をして案を出して頂いた委員に修正案を出してもらい、事務局で微修正した。前回からの修正点としては、構成を入れ替え、「さいたま市の目指すまちの姿」と「なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか」を入れ替えている。

（資料1「最終報告書（案）」 「1. 最終報告の基本的な考え方」についての説明）

- ・ （5）「検討の経過」の図と注釈にも修正を加えている。

○福島委員長

- ・ 前回と比べて整理されている。聞いていてもわかりやすいように感じた。何か意見はあるか。

○小野田委員

- ・ この報告書は市長に提出するのであれば、P 6の* 1 3にある「市長に提出しました」という部分は検討が必要である。

○事務局

- ・ 確かに「市長に提出しました」はおかしいように思う。報告書は市長に提出するもので、その後でホームページ等で提出することになる。

○細川委員

- ・ (3) 「さいたま市の自治基本条例の役割と特徴」では、「まちづくりは、議会と行政に任せておくのも限界がありますし、また市民だけでできるものでもありません」とあるが、(2) 「なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか」のまちづくりの一側面である「課題の解決」では「市民にしかできないこともあるかもしれません」とあり、違和感がある。

○富沢委員

- ・ (3) はまちづくり総体のことで、(2) については個別についてと捉えれば矛盾はない。

○細川委員

- ・ まちづくりの中にマイナスからゼロやプラスに持って行くという作業と、ゼロからプラスに持って行くという作業があると想定した場合、(2) の課題の解決もまちづくりの一部か。

○富沢委員

- ・ まちづくりには多様な要素があり、個々のことを取り上げれば市民にしかできないことがあるかもしれないが、まちづくり全体を考えると市民、議会、行政が協力しなければならないということである。気になるのであれば削除すれば良い。

○内田委員

- ・ まちづくりは議会と行政だけではできないが、市民だけでもできないので、一緒に助けあうということを強調しているように感じる。

○細川委員

- ・ みんなで協力することについては納得できるが、違和感が残る。

○富沢委員

- ・ 例えば、災害時に物資を配布する際に、行政では平等性等を考えなければ動けないかもしれないが、市民であれば困っている人に優先的に支給できるかもしれない。まちづくり全体を考えると、議会と行政だけではできないが、市民だけでも議会と行政の助けがなければできない。まちづくりをどのように定義するかによるが、この条例では「市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動」としており、そのこの活動は議会だけでも行政だけでも市民だけでもできない。

○細川委員

- ・ まちづくり全体を見ると市民だけではできないが、個別の課題の解決であれば市民にしかできないこともあるかもしれないということか。

○中田委員

- ・ (2) と (3) は言っていることは同じことのように思う。協力することを言っている。

○事務局

- ・ (2) と (3) を作成している人が異なるので重複感は否めない。どこかで整理する必要がある。

○福島委員長

- ・ (2) と (3) では重複感がところどころである。

○堀越委員

- ・ 担当者は担当箇所こだわるので、担当者以外の委員が最後にまとめてほしい。

○内田委員

- ・ (1) で2ヶ所の囲まれている部分が重複しているのでまとめられないか。

○事務局

- ・ 一つ目は中間報告で書かれていることである。

○富沢委員

- ・ 中間報告を元に検討したことが2つ目となっているので重複しても問題ない。

○染谷委員

- ・ 通しで読みやすいように事務局で一度整理してほしい。それぞれの主旨を崩さないように流れをつくってほしい。

○事務局

- ・ 文言の統一感が出るように整理したつもりだが、文章の重複感はまだある。

○福島委員長

- ・ (1) から (3) を通して整理し、その過程を担当者にフィードバックするという形で良いか。それぞれの根本的な趣旨が削られているようであれば指摘をいただきたい。

○事務局

- ・ 重複感をなくし、文言の統一感を出すための整理を事務局で行う。

○小野田委員

- ・ 「経済のグローバル化」について「産業のグローバル化」も追記したほうが良い。産業のグローバル化こそ、就労の問題につながっている。

○堀越委員

- ・ その場合、「金融」も追加しなくてはならなくなるのではないか。金融や産業も含め「経済」とすれば良いのではないか。

○小野田委員

- ・ 「経済」とすると「金融」をイメージしないか。

○内田委員

- ・ 「経済」は総合的なので「経済」だけで良いのではないか。

○富沢委員

- ・ 同感である。その先にも「経済情勢」等が使われているので、一貫性を考慮しても「経済」の中に「産業」を含めると捉えれば良い。

○小野田委員

- ・ 一般的なグローバル化は産業のグローバル化で、それが就労に影響していると思う。

○福島委員長

- ・ 細かい議論をすると小野田委員の意見のとおりだが、広い意味での「経済」に含まれると考え、原案のままで良いか。

- ・ 「任せる」という言葉が出ているが、ある学会で「当事者意識」という言葉が出ていた。議会や行政に任せるが、ただ任せるだけでなく、有権者であり自治の担い手であるという当事者意識を持つということである。

○事務局

- ・ 「1. 最終報告の基本的な考え方」については、事務局で整理する。

○福島委員長

- ・ 整理したものを提示してもらいたい。最後に「4. Q&A」について議論したい。

○事務局

- ・ Q&Aについて、質問を委員から集めた。個別の条文についての質問はそれぞれの条を参照すれば良いので、総論的なことについてQ&Aをつくった。ここは福島委員長と中津原副委員長と相談しながらまとめた。

(資料1「最終報告書(案)」「4. Q&A(想定される質問とそれに対する委員会の考え方)」
についての説明)

- ・ 基本的には条文の内容に即しており、相談した上で作成した。

○福島委員長

- ・ 委員から寄せられたQ&Aの案を整理した。
- ・ (1)について、回答で、「さいたま市の自治の基本を定める条例として、市政を含むまちづくり全体に関係し、これらを支えるものであるため、私たち検討委員会ではこの条例を「最も大切な規範」としている。これは意見交換会等で説明してきた趣旨である。ところが、第4条(条例の位置付け)の【考え方・解説】では「市政全体を束ね、まちづくりの羅針盤として市政全体の方向性を示すもの」としている。「市政全体の方向性を示す」としているが、これまで説明してきたのは「市政を含むまちづくり全体の方向性を示す」ということであり、検討委員会ではそのように考えてきた。「市政を含むまちづくり」としなければ、これまでの整合性がとれない。第4条解説を「市政を含むまちづくり」と修正したいが良いか。
- ・ また、現在開会中の議会において、議員提案で「さいたま市みんなで支える自治会等基本条例」が提案された。

○事務局

- ・ まだ議員提案であり、このあと審議に移るので決まったわけではない。

○福島委員長

- ・ 自治会の活性化のために各主体の役割や市の支援を定めることが書かれている。仮に制定された場合には、「みんなで支える自治会等基本条例」、「情報公開条例」、「市民活動及び協働の推進条例」、「議会基本条例」などを横串でつなぐ役割を自治基本条例が担うという考え方もできる。各条例のさらなる向上を促す役割になるとも考えられる。自治基本条例の中では自治会の役割をそれほど多く触れたわけではない。新しく出された条例案は自治会を中心に書かれているものなので、両者が揃えばさいたま市の自治が強化されるとも考えられる。
- ・ Q&Aの(1)にあわせ、第4条の【考え方・解説】について、「市政を含むまちづくりの方向性を示すものとして」と修正しても良いか。

○事務局

- ・ これまでの検討では自治基本条例の役割として「羅針盤」や「方向性を示すもの」であるということを検討してきた。また、意見交換会では「多様な制度を支えるもの」という説明もしてきた。どのように書くべきか。Q&Aの(1)では「支える」という文言を使っている。

○堀越委員

- ・ 支えてどの方向にいくのかはわからない。自治の基盤整備の役割か。

○事務局

- ・ 整合性を図る必要があると思う。これまでの議論では、基本的には方向性を意図しているのではないか。

○福島委員長

- ・ 支えるだけでなく、方向性を示すことを議論した。以前の検討では羅針盤を残した。

○堀越委員

- ・ (3)で「直接的に市民生活に影響を及ぼすようなものではないのかもしれませんが」とあるが、市との関わりでは、質問への回答や情報の収集や共有等は直接的に関わる部分もある。書かれている趣旨は理解できるが、対案があれば考えたい。

○福島委員長

- ・ 影響することもある。対案があれば堀越委員は事務局に提出してほしい。

○事務局

- ・ 意見交換会で「即効薬」と「漢方薬」を例に説明したということだが、中津原副委員長から「即効薬」と「漢方薬」について違和感があるという意見が事務局に寄せられた。

○染谷委員

- ・ 直接ではなく徐々に影響があるということである。

○福島委員長

- ・ そのような趣旨で読めば良い。

○湯浅委員

- ・ 徐々に効果があるという趣旨の肯定文にすれば良い。

○福島委員長

- ・ この部分は工夫したい。

○堀越委員

- ・ (8)の最初の4行について、最近は新しい参加の形が考えられているので、そのようなことを記載しても良い。例えば三鷹市では無作為抽出で委員会等の委員を募集していることもあるようだ。そのニュアンスを追加しても良い。

○福島委員長

- ・ 確かに、新しい手法は今後出てくる可能性はある。

○小野田委員

- ・ 質問の趣旨と回答の内容がマッチングしていないように思う。質問の趣旨は積極的なまちづくりへの参加についてであるが、「電話や手紙、インターネット等により意見を述べる」ことがそのような趣旨に当てはまるとは思わない。この部分はなくとも良いのではないか。

○事務局

- ・ 第16条(市民参加の推進)の【考え方・解説】でも同様に書いている。手軽な市民参加の手法を書いたほうが良いということだった。

○小野田委員

- ・ そうであれば問題ない。撤回する。

○染谷委員

- ・ 最後の「相談する」に違和感がある。ここを変えるだけでもかなり変わる。

○堀越委員

- ・ 小野田委員の述べたとおり参加は表面的である。参加には多様なレベルがある。

○福島委員長

- ・ 堀越委員の述べたとおり、新たな市政への参加の手法の検討等について書いても良い。

○事務局

- ・ 実際にさいたま市でも無作為抽出等は取り組み始めている。

○福島委員長

- ・ (8)の「また」以下は問題ないか。
- ・ 細かい部分で納得のいかない部分もあると思う。意見があれば事務局に提出していただき、修正したものを提示したい。

○堀越委員

- ・ 総則等に、「～もって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的とする」と入れた。総則には入れてそれ以降は入れなくても良いとしたが、全体を通して見た際には違和感がある。全ての「豊かで暮らしやすいまちをつくる」の前に「市民が幸せを実感し、」を入れた方が良いように感じた。自治の基本理念、市民の責務、議員の責務、執行機関等の箇所にあるが、目的として書かれていることが抜けていることに違和感がある。

○事務局

- ・ 以前の議論では、全部に入れるのではなく総則だけで良いということであった。入れる作業は問題ない。

○堀越委員

- ・ 入れたバージョンで確認し、それで違和感があれば再度削るということで良いか。

○福島委員長

- ・ 最終報告案については以上である。

3 その他

○栗原委員

- ・ ニュースレター第5号について、第4号のスタイルを踏襲し作成する。第4号はA3裏表で4ページ構成であった。1面で、第4号にあった木のイメージ図を踏襲し、木に実をつけた形にすることを考えている。2～4ページでは最終報告を説明する記事を載せることを考えている。次回の検討会で提案したい。

○事務局

- ・ 次回は12月19日(月)、会場は第2別館第1会議室を予定している。気づいた点があれば事務局に意見を出してほしい。

○福島委員長

- ・ 意見がある人は対案をつけてメールで事務局に提出してほしい。
- ・ 本日の会議は以上である。

4 閉会